

新年

富士見町長 名取重治

町民の皆様あけましておめでとうございます。

力強く精悍でスマートなトラ年が明けました。千里を駆けるという勢いのあるトラにあやかって、今年こそコロナ禍から脱却し、飛躍の年となりますよう心から願っています。

原稿を書いている今は12月初旬。この広報紙が皆様が届くころは、どんな世情になっているのでしょうか。不安な気持ちは拭いきれませんが、少しでも早く平穏な日常を取り戻せるよう強い期待を込めて祈っています。私が二期目の町長に就任して四ヶ月が過ぎました。副町長が不在という状況の中、慌ただしくあっという間に年末を迎えました。

これから新年度予算の編成に向けて鋭意取り組んで参ります。私が掲げている公約の実現に向け、町民の皆様の福祉向上のため最大限実効性のある計画にしたいと思っています。

また、新たな変異株が出現するなど終息のきざしが見えない新型コロナウイルス対応も大きな課題です。感染拡大防止と三回目のワクチン接種、そして落ち込んでいる社会・経済状況の早期回復のため、全力を挙げて取り組んで参りたいと考えております。どうか皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

全ての町民の皆様にとって、今年一年が穏やかで実り多い年になりますよう心からご祈念申し上げて新年の挨拶といたします。

謹賀

富士見町議会議長 名取 久仁春

あけましておめでとうございます。

新しい年明け、いかがお過ごしでしょうか。この二年、新型コロナウイルス感染症のために遠のいていた親戚の方々と、くつろいでいらっしゃるのではないのでしょうか。これからも油断せず、予防措置はしっかりとって、災害防止ではないですが、自分の身は自分で守っていきましょう。さて、議会では昨年より新しい取り組みを始めました。

従来の議会で行っていた予算・決算審査に加えて、提言書を作成・提出し、各課での予算審議に取り入れて検討してもらうこととしました。議員は行政の監視だけでなく、政策提言も重要な役割です。まだ始めたばかりで十分とは言えないかもしれませんが、今後も力を入れていきます。また、今年はオープンミーティングも二月に予定しております。町民の皆様には様々な機会を活用して、議員にお知恵をお貸しくださるようお願いいたします。

結びに、皆様にとって実り多い年であることを祈念して、新年のご挨拶といたします。

1年間よろしくお願ひします 令和4年区長・集落組合長紹介

【お問合せ先】総務課 庶務人事係

【電話番号】62-9322

御射山神戸区 小林 秀伸(こばやし ひでのぶ)
栗生集落組合 五味 晃一(ごみ こういち)
大平区 三井 尚武(みつい なおたけ)
松目区 三河角 彰(かわすみ あきら)
原の茶屋区 名取 修(なとり おさむ)
若宮区 名取 弥彦(なとり やひこ)
木之間区 樋口 啓人(ひぐち ひろと)
花場区 窪田 光明(くぼた みつあき)
休戸区 浅岡 正玄(あさおか まさはる)
横吹区 窪田 大作(くぼた たいさく)
とちの木区 津金 哲(つがね さとし)
富士見区 功力 由美(くぬぎ よしみ)
南原山集落組合 名取 久吉(なとり ひさきち)
富原区 清水 正善(しみず まさよし)
富士見ヶ丘区 矢澤 稔(やざわ みのる)
塚平区 石川 史樹(いしかわ ふみき)
富ヶ丘区 田中 克明(たなか かつあき)
乙事区 三井 一照(みつい かずてる)
立沢区 小池 豊文(こいけ とよふみ)
瀬沢新田集落組合 雨宮 吉秀(あめみや よしひで)
富里区 丸山 博幸(まるやま ひろゆき)
富士見台区 牛山 一宏(うしやま かずひろ)
桜ヶ丘区 雨宮 博秋(あめみや ひろあき)
下蔦木集落組合 坂本 喜八郎(さかもと きはちろう)
上蔦木区 水野 元二(みずの もとじ)
神代区 森山 高志(もりやま たかし)
烏帽子区 堀内 広(ほりうち ひろし)
平岡区 五味 敬(ごみ たかし)
机区 中山 一司(なかやま いちじ)
先能集落組合 名取 美好(なとり みよし)
瀬沢区 俣道 勝彦(しゅんどう かつひこ)
小六区 中新田 昌丈(なかしんでん まさたけ)
高森区 小林 可夫(こばやし よしお)

信濃境区 織田 勉（おだ つとむ）
池袋区 小熊 伸二（おぐま しんじ）
田端区 平出 俊二（ひらいで しゅんじ）
先達区 小林 学（こばやし まなぶ）
葛窪区 小林 守一（こばやし しゅういち）
広原区 駒澤 昇平（こまざわ しょうへい）

新型コロナウイルスワクチン追加接種（3回目）のお知らせ

【お問合せ先】 住民福祉課 保健予防係

【電話番号】 62-9132

新型コロナウイルスワクチンは、高い発症予防効果があり、感染や重症化を予防する効果も確認されていますが、時間の経過とともに、感染予防効果等は徐々に低下していくことが様々な研究結果等から示唆されています。そこで、感染拡大防止および重症化予防等の観点から、初回（1回目・2回目）接種が済んでいる方を対象に、追加接種（3回目）を実施します。

【対象者】 2回目接種から原則8ヵ月以上経過している方

【接種開始時期】 医療従事者等先行接種者：令和3年12月下旬～

高 齢 者：令和4年2月中旬～

【接種場所】 町内医療機関

【接種回数】 1回

【接種費用】 無料

【接種ワクチン】 ファイザー社製またはモデルナ社製

※完全予約制です。接種券は1月中旬から順次お送りしますので、同封の案内をよくお読みいただき、初回同様ウェブまたはコールセンターから予約をしてください。

マイナンバーカードを利用して新型コロナウイルスワクチンの接種証明書(電子版)が取得できます

紙の証明書と同様の内容がスマートフォン等の画面で確認できます。

この機会にぜひマイナンバーカードを取得し、お役立てください。

マイナンバーカードについては、

【お問合せ先】 住民福祉課 住民係

【電話番号】 62-9112

●「広報ふじみ 縮刷版」を販売しています

【お問合せ先】 総務課 文書情報係

【電話番号】 62-9321

刊行物 第1巻

掲載期 昭和43年7月～昭和59年9月

販売価格(税込) 3,000円

刊行物 第2巻

掲載期 昭和59年10月～平成6年12月

販売価格(税込) 5,000円(セット販売)

刊行物 第3巻

掲載期 平成7年1月～平成12年12月

販売価格(税込) 5,000円(セット販売)

富士見町のことを話してみませんか ご家庭回覧板

「ご家庭回覧板」は、富士見町へのUターンや、移住を考えている方へ向けた情報を掲載しています。町外にお住まいのご家族や親戚の方との話題としてぜひご覧ください。

Uターンインタビュー 五味琴美(ごみことみ)さん

乙事出身。2021年11月東京から移住しました。高校卒業後上京し、ベンチャー企業の営業、飲食業、イベント関連等様々な業種の仕事を経験してきました。

特に企業の新規事業に携わる機会が多く、飲食店の立ち上げや日本酒PRイベントの企画から当日の運営、新規サービス立ち上げのサポートを行ってきました。

これまでに培った行動力と順応性を活かして、富士見町の魅力をアピールしていきたいと思っています。

Q.Uターンのきっかけは？

A.新型コロナウイルス感染症によって、「テレワーク」という働き方が増えたことですね。それまで東京で働いていて、「この働き方なら東京でなくてもいいのでは」と感じたことで、富士見町のことを考える時間が増えました。

ちょうど家族がお店を開いたこともあり、そのお手伝いもできれば、と思ったのもUターンのきっかけでした。

Q.ご家族や周囲の反応は？

A.約30年富士見から離れていましたので、最初は浦島太郎のような気持ちでした。でも同級生が連絡をくれたり、近所の方が声をかけてくれたりして嬉しく思っています。

家族そろって食卓を囲むときは、「帰ってきてよかったな」と思いますね。

Q.11月から「地域おこし協力隊」に着任しましたが、どんな仕事をしていますか？

A.「富士見ウツリスムステーション」で、移住相談員として移住希望の方の話を聞いたり、ホームページ等での情報発信を担当しています。Uターンを考えたときに、帰るなら東京の仕事を持ち込むのではなく、地元のために働きたい、と考えたのですが、「富士見町に仕事があるのか」というのが懸念事項でした。ちょうど富士見町で地域おこし協力隊の募集が出

ていたので、飛び込んだ形です。

Q.外から見る富士見町の魅力とは？

A.朝の空気がおいしいことと、時間の流れがゆっくりなことですね。

東京で過ごしていると、常に時間に追われているような感覚がありました。楽しんで仕事をしていましたが、【家には寝に帰る】という過ごし方が多かったように感じます。

それに比べると、富士見町はプライベートが確保できる生活を送れる、おだやかな時間の流れ方が魅力です。あとは、商店街の活動なんかが顕著ですが、【内側からみんなで盛り上げていこう】という気風がとても良いと思います。

Q.これからの楽しみは？

A.昔と雰囲気が変わった場所も多く、もっと町のことを知っていきたいと思います。どの方向を見ても違う自然が楽しめる富士見町を、もっと散策して満喫したいですね。

★頼れる相談窓口

- ・移住相談 …… 富士見ウツリスムステーション 【電話番号】 090-1119-9332
- ・就職相談 …… 産業課 商工観光係 【電話番号】 62-9342
- ・結婚相談 …… 富士見町結婚相談所 【電話番号】 62-7853
- ・子育て相談 …… 子ども課 子ども支援係 【電話番号】 62-9237
- ・心配ごと相談 …… 富士見町社会福祉協議会 【電話番号】 78-8986

令和3年度 住民懇談会の報告

11月1日から5日まで、町内5会場で住民懇談会を開催し、多くの町民の皆さまにご参加いただきました。

今年度の懇談会では、名取町長より町の財政状況や来年度の方針、新たな重要事業等について、また矢島教育長よりICT教育や生涯学習の推進について説明させていただき、参加された皆さまからご意見・ご質問等をうかがいました。

※各会場での意見・質疑の中から主なものをご報告します。

●太陽光・再生可能エネルギーについて

Q 景観上、野立ての太陽光施設に規制をかけることは非常に良いことだと思う。ただし、屋根設置型の太陽光については、推進すべき。役場庁舎周辺は発電効率が良いと思われるので、設置を検討してはどうか。

A 国全体でゼロカーボンを目指す中で、公共施設の地球温暖化対策も求められています。今後、町の対策として設置を検討します。

Q 太陽光条例により乱開発は防げるかもしれないが、一方で再生可能エネルギーへの転換の足枷とならないか。

A 条例の改正(案)もすべてを禁止するわけではありません。屋根の上や住民の理解を得ら

れる場所では進めるべきだと考えています。しかしながら、通り一遍の規制を行う条例では乱開発を防ぐことができないと判断し、今回条例改正(案)をお示しました。

Q 太陽光条例の改正(案)について早急に決定・施行しなければ、条例が厳しくなる前に駆け込みで案件を進めようとする事業者が増加すると思われます。具体的にいつ頃改正される予定でしょうか。

A まずはパブリックコメントで広くご意見を集め、そのうえで法律的なアドバイスをもらいながら、議会にかけて決定していきます。具体的には12月以降、臨時議会等に諮り、施行は4月1日くらいになると考えています。

●移住・定住について

Q 中古物件がほとんど無いので、移住者が家を新築するケースが増えている。しかし、ウッドショックで費用が2割程度上昇しているため、そういったことに対して何か補助を行う考えはあるか。

A 従来から町では新築に対して100万円の補助制度を設けており、他市町村と比較しても手厚い支援となっています。現在、ウッドショックに対して特別に補助をするということは考えていませんが、恒常的に影響がでるようであれば、不動産・建設業の皆さまと相談しながら検討させていただきたいと思う。

Q ウツリスムステーションへの移住相談が増え、対応が手一杯になっていると思うが、宅建業の資格のある方がいたほうが良いのでは。また、遊休農地等を移住者に宅地として分譲はできないか。

A そういった資格を持つ職員もいるが、全体の人事計画もあるため、早急に異動することは難しい。農地の転用等については、農業委員会事務局で対応しています。法律の壁がありますので、全ての取引や有効活用ができるということではありませんが、可能な限り、移住者に寄り添った対応をさせていただきます。

Q 移住定住の推進はしっかりと行っていただきたいと思いますが、地域には地域のルールがあります。権利と義務がきちんと果たせるよう、ご案内をお願いします。

A そういったことを熟知した職員を配置しております。移住者と地域がしっかりとコミュニケーションをとり、お互いが気持ちよく暮らせるように案内をしています。

▲移住相談が急増中

▲空き家対策にも効果的です

●入笠地区・富士見パノラマリゾートについて

Q 利便性を高めるために、スキー場のエリアを拡大していただきたい。

A 現在の資源を最大活用して営業する方針のため、拡大策は検討していません。ただし、ゴンドラ等の安全対策についてはきちんと行っていきます。

Q アサギマダラが飛来することを活かした観光客増加策はどうか。

A 自生する花に飛来していますので、パノラマリゾートやボランティア協会とはか連携しながら、自生地を増やし魅力的な入笠山を作っていきたいと思います。

Q 飯島町のモンブランのような、誘客効果のある名物をパノラマで販売してはどうか。友好都市のニュージーランドの菓子「パブロワ」を案としてご提示します。

A パノラマの方で戦略プロジェクトとして、誘客策や名物等を検討しています。パノラマへ案として共有させていただきます。

●教育について

Q 子ども達にタブレットが配備されていますが、家庭に持ち帰って学習に利用しているクラスと、そうではないクラスがあります。せっかく配備されたものなので、ぜひ学習に有効に活用できるよう検討いただきたい。

A まずは「家庭教育でどういったことができるのか」という実証を、特定のクラスで先行して行っています。2学期中には全ての学年で実施できるよう準備をしています。ただし、利用頻度は高学年・低学年で差がつくかと思われまます。

また、配備されたタブレットはもちろん、家庭のパソコンであっても、生徒が持っている中で、調査をお願いする予定です。結果が出ましたら、説明会等を開催し、皆さまのご意見を参考にさせていただきながら、方針を検討します。方針が決まりましたら、改めてご説明をさせていただきます。

●その他

Q 近年、山火事のニュースが目に入ることが多い。山火事が発生した場合、被害は甚大。山火事対応の訓練など検討していただきたい。

A 山火事への対応については諏訪広域消防本部が出動できる体制をとっており、地域の消防団と協力して対応することとなっています。また、大規模な山火事に発展した場合には県や自衛隊への出動要請を行います。なお、富士見消防署では毎年、八ヶ岳・入笠方面へ現地確認に向かい、緊急時の対応について、確認をしています。山火事を想定した住民との共同訓練については、今後検討していきたいと思います。

Q 有線放送は高齢者にも配慮し、重要な内容は午後9時の放送だけでなく、午後7時30分の放送でもかけてほしい。

A ご期待に応えることができるよう放送内容の優先度を検討しながら対応させていただきます。

Q 鉢巻き道路で主に県外ナンバーの車が路上駐車していて危険。また、スピードを過度に出している車が見受けられる。この2点を改善して欲しい。

A 駐車違反やスピードの抑制については警察の管轄になりますので、町から現状を伝えて、パトロールをしていただくようお願いをします。また、安全標識の設置施設については県に検討していただくようお願いをしたいと思います。今後歩道を設置する計画もありますの

で、駐車スペースについては、改善がみられる可能性があるかと思っています。

▲多くの方に情報が届くよう努めます

▲安心して通行できる道を目指します

P8-10

住民税・所得税の申告情報（第2回）

【お問合せ先】 財務課 町民税係 【電話番号】62-9122 / 諏訪税務署 【電話番号】52-1390

来月2月16日（水曜日）から3月15日（火）までが申告期間です。以下に該当する方は、確定申告が必要になりますので、ご確認ください。なお、申告相談会の日程等は、広報ふじみ2月号でお知らせします。

会社勤めやパート、アルバイトなどの給与収入がある方

- ①給与の年間収入金額が2,000万円を超えている方
- ②1か所から給与の支払いを受けている方で、給与所得および退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ③2か所以上から給与の支払いを受けている方で、主たる給与以外の給与（年末調整をされなかった給与）の収入金額と、給与所得および退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える方
- ④同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、資産の賃料などを受け取っている方 ※少額であっても所得金額にかかわらず申告が必要です。
- ⑤災害減税法により、「所得税及び復興特別所得税」の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた方
- ⑥所得税の源泉徴収義務のない者から、給与等の支払いを受けている方

公的年金を受給されている方

- ①公的年金等の所得金額から、所得控除の金額を差し引くと残額がある方
※公的年金等の収入が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の方の確定申告は不要ですが、住民税申告が必要な場合があります。（次ページ ※1参照）
- ②「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除（生命保険料等）を受ける方
- ③外国の公的年金を受給している方（収入金額が400万円以下でも申告が必要です）

上記以外の方

- ①所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える場合で、その超える額に対する税額が、

「配当控除額」と年末調整の際に控除を受けた「住宅ローン控除額」の合計額を超える方
②外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されていない退職所得がある方

所得税の還付を受けられる場合がある方

給与所得者や年金所得者で以下に該当する方は、還付を受けられる場合があります。

- ①源泉徴収された配当や原稿料などの収入が少額で、その他の所得があまり多くない方
- ②医療費が多額にかかった方、または一定の取り組み（健康診断など）をしていて、特定一般医薬品（スイッチ OTC 医薬品）の購入金額が 1 万 2 千円を超える方（従来の医療費控除とセルフメディケーション税制を重複して適用することはできません）
- ③住宅ローンなどを利用してマイホームの新築、購入、増改築などをした方
- ④上場株式等の配当があり、課税所得が 330 万円未満の方

※申告された株式等の配当所得は、扶養控除や配偶者控除の適用、国民健康保険料算定等の基準となる総所得金額等や合計所得金額に含まれますのでご注意ください。

住民税申告をしなければならない方 ※1

令和 4 年 1 月 1 日現在、富士見町に居住している方で以下のいずれかに該当する方は、申告が必要です。なお、所得税確定申告をする方は、住民税申告をする必要はありません。

- ①令和 3 年 1 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日までに収入があった方（1 か所から給与の支払いを受けている方で、会社で年末調整をされた方は不要です。）
- ②給与のほかに農業などの副業があり、給与以外の所得（20 万円以下を含む）があった方
- ③公的年金等の収入が 400 万円以下で確定申告の必要はないが、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除を受ける方
- ④中途退職などで、年末調整がされていない方
- ⑤内職、日雇い、パート、アルバイトなどで、年末調整をされていない方
- ⑥国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険に加入している方で、年末調整等がされていない方

※1 住民税申告についての詳しいお問い合わせは、財務課 町民税係【電話番号】 62-9122 までお願いします。

新型コロナウイルス感染症等にかかる助成金等について

令和 3 年中に新型コロナウイルス感染症の影響に関連して、国や自治体等から助成金の給付を受けた方は、所得税確定申告、または住民税申告が必要となる場合があります。

◆課税対象となる主な助成金等◆

- ・持続化給付金
- ・富士見町持続化給付金追加支援事業による給付金

・長野県新型コロナ中小企業者等特別応援金 等

◆課税対象とならない主な助成金等◆

・休業支援金／給付金

・低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金

・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 等

その他、新型コロナウイルス感染症にかかる税務上の取り扱いについては、国税庁ホームページをご覧ください。

◆【事業主のみなさま】 給与支払報告書（個人別明細書）をご提出ください ◆

令和3年中に給与を支払った従業員、パート、アルバイトおよび中途退職された方で、令和4年1月1日現在富士見町に住民登録がある方について、事業主の皆さまに給与支払報告書（個人別明細書）の提出をお願いしています。原則すべての事業主の皆さまに従業員の個人住民税を特別徴収していただいております。普通徴収切替理由に該当する場合は、普通徴収切替理由書と給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄への符号の記載が必要となります。お忙しい時期ですが、お早めのご提出をお願いします。

【提出期限】 1月31日（月曜日）

【提出先】 財務課 町民税係（役場1階④番窓口）

【その他】 「給与支払報告書（個人別明細書）」の用紙は総括表発送時には同封しておりません。上記窓口にご用意しておりますので、お越してください。

固定資産税の償却資産申告書をご提出ください

町内で事業（農業や、会社・商店・工場経営など）を行っている個人や法人は、令和4年1月1日現在に所有する償却資産（事業のために使用や保管している資産）の状況を申告してください。早めの提出にご協力をお願いします。

※該当資産や資産増減が無い場合もご提出ください

提出期限1月31日（月曜日）まで

諏訪税務署から確定申告のお知らせ

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

開設期間（土・日・祝日を除く）2月1日（火曜日）～2月15日（火曜日）

対象者 還付申告の方

時間 相談受付：午前8時30分～午後4時 相談開始：午前9時～

会場 諏訪税務署

開設期間（土・日・祝日を除く）2月16日（水曜日）～3月15日（火曜日）

対象者 すべての方

時間 相談受付：午前8時30分～午後4時 相談開始：午前9時～

会場 諏訪税務署

●ご協力をお願いします

- ・確定申告会場に会場に来場する際は、マスクを着用していただき、できる限り少人数でお越しください。
- ・入場の際に検温を実施しています。咳・発熱等の症状のある方は入場をお断りさせていただきます。
- ・午後4時前であっても、相談受付を終了する場合があります。
- ・駐車場が狭いため、臨時駐車場をご利用ください。

◆確定申告は早くて便利なe-Tax をご利用ください◆

e-Tax（国税電子申告システム）は、インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きができるシステムです。税務署では、国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」、または「スマホ申告専用コーナー」を利用して、パソコンやスマートフォンからいつでも確定申告書を作成し、送信できる e-Tax を推進しています。e-Tax を使えば、多くの方が訪れる確定申告会場に出向かなくても、簡単に申告を終えることができます。新型コロナウイルス感染防止の観点からも、ぜひご自宅等から e-Tax 申告をご利用ください。

【お問合せ先】 諏訪税務署 諏訪市清水 2-5-22

【電話番号】 52-1390（自動音声案内）

ご家庭からごみを出すときのお願い

建設課 生活環境係 【電話番号】 62-9114

●石油ストーブ／ファンヒーター（燃やさない粗大ごみ）

石油ストーブや石油ファンヒーターを粗大ごみで出す場合は、タンク内の灯油だけでなく、本体側の受け皿内に残っている灯油を完全に抜いてから、キッチンペーパー等を受け皿部分に詰めて収集場所へお持ちください。

※受け皿部分に灯油が残っていると収集されません。

- ①タンク内の灯油を抜く
- ②受け皿内の灯油も抜く
- ③キッチンペーパー等を詰める

新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方へ
介護保険第1号被保険者の介護保険料減免申請ができます

申込

【お問合せ先】 住民福祉課 介護高齢者係

【電話番号】 62-9133

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）は、一定の要件を満たしている場合、申請により介護保険料の減免が受けられます。

対象要件等については、現時点での国の基準に基づいたものとなっていますので、今後の状況により内容が変更となる可能性があります。申請をされる方は事前に係までお問い合わせください。

対象者

①新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った第1号被保険者

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業・不動産・山林または給与収入（以下「事業収入等」という）の減少が見込まれ、次のア・イ両方に該当する第1号被保険者

ア：事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上である

イ：減少することが見込まれる事業収入等にかかる所得以外の前年所得の合計額が400万円以下である

対象保険料

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限があるもの

●減免の「申請理由」にご注意ください

申請理由および記載内容が事実と異なる場合には、減免の全部または一部が取消される場合があります。介護保険料の減免を受けた方の減免理由が変わった、または減免理由がなくなった場合は、必ず住民福祉課 介護高齢者係へお知らせください。

消費者見守り情報 No.129 一方的に送りつけられた商品の代金は支払い不要

【お問合せ先】 茅野市消費生活センター 【電話番号】 75-8188

【お問合せ先】 長野県中信消費生活センター 【電話番号】 0263-40-3660

【お問合せ先】 住民福祉課 住民係 【電話番号】 62-9112

こんな相談

事例1

母親に、何度もしつこく海産物購入の勧誘電話があり、断っていた。最近は電話を取らなくなったが、昨日その事業者からのカニの不在通知が入っていた。受け取りを拒否してよいか。

事例2

実家に行ったところ、母親宛てに注文していない健康食品が届いており、定期購入と書いてある紙と払込用紙が同封されていた。どうしたらよいか。

消費者へのアドバイス

特定商取引法が改正され、注文や契約をしていないにも関わらず一方的に送りつけられた商品は、ただちに処分することができるようになりました。一方的に商品を送りつけられても、お金を支払う必要はありません。商品を開封・処分しても支払いは不要です。

しかし、贈答品などの可能性もありますので、まずは家族などに心当たりがないか確認しましょう。また、注文したことを忘れていないか思い返してみましょう。困ったときは、すぐにお住まいの消費生活センター等にご相談ください。

(消費者ホットライン【電話番号】188) 出典：国民生活センター

健康ふじみ通信

歯の健康編

～心も体もいきいきと 楽しく暮らせる高原の富士見町～

～歩こうよ 貯筋(ちょきん)で延びる 健康寿命～

【お問合せ先】 住民福祉課 保健予防係 (保健センター)

【電話番号】 62-9134

●“唾液パワー”を高めて感染予防行動！

唾液には「IgA」という免疫物質が含まれており、身体に入ろうとする様々な病原菌にくっつき無力化してくれます。そんな唾液パワーを発揮してもらうためには、唾液を出すこと、お口の中を清潔にすることが重要です。

●会話の減少で口の中の細菌が増えやすくなっています

マスク生活や外出自粛等で会話が減ることで、唾液の減少や口腔機能が低下すると、お口の中の細菌が増えやすくなります。お口の中の細菌が多いと唾液パワーが弱まり、感染を引き起こしやすくなります。このようにお口の中の環境を整えることで感染症対策にもつながります。

●20歳の歯科健康診査は2月末まで

【対象】平成12年4月2日～平成14年4月1日生まれの方

案内通知をご覧いただき、まだ受けていない方は歯科医院へ予約して受診してください。

※コロナ対応のため昨年対象者も受診できます

●「唾液線マッサージ」で唾液を増やそう！

(1) 耳の下

指をほほに当ててゆっくり回す（10回）

（2）あご下

親指で耳の下からあごの下まで5か所くらい順番に押す（各5回ずつ）

（3）あご真下

両手の親指で、あごの真下をグーッと押す（10回）

参考：公益社団法人日本歯科衛生士会 歯科衛生だより、ホームページ 「お家でできるお口の体操」より

年金だより

新成人のみなさん おめでとうございます

【お問合せ先】 住民福祉課 国保年金係

【電話番号】 62-9111 / 岡谷年金事務所 【電話番号】 23-3661

20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた、日本国内に住民票のある20歳以上60歳未満のすべての方が加入しなければならない制度です。

厚生年金等に加入していない20歳になった方には、日本年金機構から資格取得のお知らせが届きます。通知が届いていない方は、お問い合わせください。

●国民年金は3種類の基礎年金です

1. 老後を支えます……老齢基礎年金
2. 病気やけがで障がいの状態になったときに支えます……障害基礎年金
3. 加入者が亡くなったときに子のある配偶者、子を支えます……遺族基礎年金

●国民年金保険料の納付猶予制度

学生の方は「学生納付特例制度」

ご本人の所得が一定額以下の場合、申請すれば国民年金保険料の納付が猶予されます。

※申請には学生証の写しまたは在学証明書が必要です

学生でない50歳未満の方は「納付猶予制度」

ご本人および配偶者の所得が一定額以下の場合、申請すれば国民年金保険料の納付が猶予されます。

★申請をご希望の方は、マイナンバーカードや学生証等（学生のみ）をお持ちのうえ、住民福祉課 国保年金係または岡谷年金事務所でお手続きください。

国保だより

セルフメディケーションのすすめ

【お問合せ先】 住民福祉課 国保年金係

【電話番号】 62-9111

● セルフメディケーションとは

「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」（WHO の定義）です。具体的には、日頃から自分自身の健康状態や生活習慣をチェックし、ちょっとした体調不良や軽いけがの際に、処方箋なしで買える市販薬（OTC 医薬品）を上手に利用して、自分自身で健康の維持や病気の予防・治療にあたることを言います。

セルフメディケーションのメリット

- ・健康管理の習慣や、医療や薬の知識が身につく
- ・通院が減ることで医療費の削減につながる
- ・平成 29 年 1 月から、セルフメディケーション税制で所得控除が可能に
(セルフメディケーション税制については広報ふじみ 12 月号をご覧ください)

● 自分の健康は自分で守る！

手元に案内のない方は再発行します。

セルフメディケーションに取り組むためには、自分の健康を自分で守る意識を持ち、積極的に健康管理を行うことが大切です。普段から適度な運動と栄養バランスのよい食事、十分な睡眠時間を確保し、自然治癒力を高めておきましょう。そして、自分の身体の状態を把握するために健康診断を受け、結果を把握するようにしましょう。家庭でも、体重や体脂肪、血圧などを確認し、記録しておくことで健康状態の把握に役立つほか、健康管理へのモチベーションも上がります。

町では、皆さんの健康に関する取り組みに対してポイントを付与し、商品券との交換を行う「みんなで健康 2 2 3 プロジェクト」事業を行っています。セルフメディケーションのきっかけとしてぜひ取り組んでみませんか。

【お問合せ先】 住民福祉課 保健予防係（保健センター内）

【電話番号】 62-9134

国民健康保険と後期高齢者医療の医療費通知を発行しています

【お問合せ先】 住民福祉課 国保年金係

【電話番号】 62-9111

医療費通知は、被保険者の皆さんに健康や医療に対する理解を深めていただくことを目的として発行しています。被保険者の皆さんが受診状況を確認し、健康づくりに努めることで医療費の増加が抑えられると、医療保険財政の運営が健全になり、保険料の上昇抑制も期待されます。特別な事情がある場合を除き、期間中に医療を受けた全ての被保険者に対し作

成し、国民健康保険は世帯主宛、後期高齢者医療保険は被保険者本人あてに送付します。

●医療費通知の送付日程

保険 国民健康保険

診療月 令和3年1月～5月診療分

送付状況 令和3年8月下旬送付済み

保険 国民健康保険

診療月 令和3年6月～10月診療分

送付状況 令和4年1月下旬送付予定

保険 国民健康保険

診療月 令和3年11月～12月診療分

送付状況 令和4年4月下旬送付予定

保険 後期高齢者医療保険

診療月 令和3年1月～10月診療分

送付状況 令和4年1月下旬送付予定

保険 後期高齢者医療保険

診療月 令和3年11月～12月診療分

送付状況 R5年1月下旬送付予定 ※

※令和3年11月・12月診療分は、令和4年1月以降の診療分と併せて送付します。

確定申告期間中に医療費控除の申告をされる方は、11月、12月診療

分は医療機関等からの領収書と、1月下旬にお送りする医療費通知をも

とに申告してください。

●【お問合せ先】い合わせ先

・医療費通知について

国保の場合

【お問合せ先】 住民福祉課 国保年金係（【電話番号】62-9111）

後期の場合

・長野県後期高齢者医療

【お問合せ先】 広域連合業務課保健事業室

【電話番号】026-229-5320

・確定申告や医療費控除について

【お問合せ先】 諏訪税務署

【電話番号】52-1390

農業委員会からのお知らせ

【お問合せ先】 農業委員会事務局

【電話番号】 62-9234

●農業委員の地区推薦・公募を求めます

令和4年は農業委員の改選の年です。農業委員の選出方法は、以前の公職選挙法に基づく選挙から、町長が議会の同意を得て任命する方法に変更となっています。

任命にあたって、農業委員の定員14人を「地区からの推薦」11人（別表1）と「町内全域からの推薦および募集」3人（別表2）に分け、推薦および募集を求めます。

「地区からの推薦」は、区・集落組合の代表者から推薦されるもので、「町内全域からの推薦および募集」は、町内全域から公募するものです。

●農業者を過半数に、利害関係者以外の登用

法律の改正により、農業委員の過半数は、認定農業者であることが必要となりました。

また、農業委員会の仕事に関し、利害関係を有しない者が含まれていなければなりません。

※利害関係を有しない者…農地を所有していない方、農業者でない方、農業委員会の業務に関係がない学識経験者等

●女性や青年の登用促進

農業委員の年齢、性別等に著しいかたよりが生じないように配慮することが求められています。このため、女性や青年の登用に向けた機運を高めることが必要となります。

【地区からの推薦】

地区名 本郷

区・集落組合 立沢、乙事、広原

農業委員の定員（内認定農業者） 3人（2人以上）

地区名 落合

区・集落組合 上蔦木、下蔦木、烏帽子、神代、平岡、机、瀬沢、先能、富里、富士見台、瀬沢新田、桜ヶ丘

農業委員の定員（内認定農業者） 3人（2人以上）

地区名 境

区・集落組合 小六、高森、信濃境、池袋、田端、先達、葛窪

農業委員の定員（内認定農業者） 2人（2人）

地区名 富士見

区・集落組合 御射山神戸、栗生、富原、南原山、若宮、木之間、塚平、大平、松目、
原の茶屋、富士見ヶ丘、富士見、とちの木、花場、休戸、横吹、富ヶ丘
農業委員の定員（内認定農業者） 3人（2人以上）

各区・集落組合の代表者は、以下の要件に見合う方を推薦してください。

【推薦要件】 町内在住で農業に関する識見を有し、農地法等に基づく許認可事務のほか、農地利用の確保、農地の効率利用の事務など、農業委員会の事務に関する事項を適切に行うことができる方

【推薦定員】 11名

【推薦期間】 1月7日（金曜日）～2月3日（木曜日）

【提出先】 農業委員会事務局（役場2階^⑬番窓口）

農業委員・推進委員の主な活動

- ◆地域の世話役として、農地の売買・貸借・後継者などの相談に応じます。
- ◆農地の利用状況の調査と利用意向調査、無断転用の防止などに取り組みます。
- ◆農地等の利用の最適化（担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進に取り組みます。

【町内全域からの推薦および募集】（別表2）

区分 農業者の組織する団体、その他の関係者
農業委員の定員 3人

区分 農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者
農業委員の定員 3人

農業委員として推薦したい人がいる方、農業委員として応募したい方は、「農業委員推薦届」または、「農業委員応募届」を農業委員会事務局まで提出してください。

【募集要件】 町内在住で農業に関する識見を有し、農地法等に基づく許認可事務のほか、農地利用の確保、農地の効率利用の事務など、農業委員会の事務に関する事項を適切に行うことができる方

【募集定員】 3名（利害関係を有しない者を含む）

【募集期間】 1月7日（金曜日）～2月3日（木曜日）

【提出先】 農業委員会事務局（役場2階^⑬番窓口）

●農地利用最適化推進委員を募集します

農業委員と同じく、令和4年は農地最適化推進委員の改選の年です。農業委員会は、担

当する区域を定め、農地の利用状況や利用意向調査、担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止など「農地等の利用の最適化」のための活動を行う推進委員を委嘱しています。

●推進委員の募集について

町内在住で、「農地等の利用の最適化」の推進に熱意と識見を有する者を募集します。推進委員として推薦したい人がいる方、推進委員として応募したい方は、「推進委員推薦届」または、「推進委員応募届」を農業委員会事務局まで提出してください。

【担当区域】 本郷地区：1人、落合地区：1人、境地区：1人、富士見地区：1人

【募集定員】 4名

【募集期間】 1月7日（金曜日）～2月3日（木曜日）

【提出先】 農業委員会事務局（役場2階⑬番窓口）

※各推薦届・応募届は、農業委員会事務局窓口でお受け取りください。

※農業委員、推進委員ともに定員を超えた場合には、選考を行います。

※推薦・応募資格など詳しくは、事務局までお【お問合せ先】い合わせください。

令和4年度 市民農園の利用者を募集します

【お問合せ先】 農業委員会事務局

【電話番号】 62-9234

野菜を自分自身の手で一から育てる喜びを味わってみませんか？

どうぞ、ふるってご応募ください。

【農園場所】 ふれあい農園（瀬沢新田）

【貸付期間】 1年契約 和4年4月1日から開始予定

【利用料】 1区画（50㎡）当たり 5,000円〔年間〕

【資格要件】住所要件は【お問合せ先】いませんが、通園および管理が可能な方に限ります。

お一人2区画まで利用が可能です。

※町が貸付をする農地は、町が定めた農園内の土地に限ります。

※応募者数によっては、ご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。

- ・自然との触れ合いを体験したい方
- ・家庭菜園をやってみたい方
- ・農地をお持ちでない方

富士見町 第193号 教育委員会だより

～「教育のまち・子育てのまち・学び続けるまち富士見」を目指して～

富士見町 令和4年1月1日発行

富士見町教育委員会編集

【電話番号】 62-9235

1月定例教育委員会

1月12日（水曜日）午前9時40分～

役場2階 教育長応接室

子どもに関するなんでも相談

月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

【電話番号】 62-9233

家庭・教育・子育て相談員

1月16日（第3日曜日）は家庭の日・家庭読書の日

新年の目標を立て、3学期も寒さに負けず、元気に過ごしましょう。

令和4年度 児童クラブ入所申請を受け付けます

【お問合せ先】 富士見町教育委員会 子ども課 子ども支援係（役場2階11番窓口）

【電話番号】 62-9237

来年度、児童クラブへの入所を希望される方は申請書・就労証明書を期日までに提出してください。（郵送可）

また、学校・保育園へ申請書類を提出することはできませんのでご注意ください。

- 申請期限：1月28日（金曜日）まで
- 提出先：子ども課子ども支援係（役場2階11番窓口）
（継続利用の方は利用中の児童クラブへ提出も可能です）

地区公民館を活用した子どもの居場所づくり事業の見守りボランティア募集

【お問合せ先】 富士見町教育委員会 子ども課 子ども支援係

【電話番号】 62-9237

「地区公民館を活用した子どもの居場所づくり事業」とは、地域全体で子育てする体制を整備し、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりを推進するため、放課後等に事務員が常駐している区に協力いただき、公民館の空き部屋等を開放して子どもの居場所づくりを実施するものです。

【募集ボランティアについて】

- 目的：児童や保護者がより安心して利用できる環境づくり
- 活動：活動中の児童の見守り等
- 場所：御射山神戸区、富士見区、富里区、立沢区、乙事区
- 時間：学校の下校時間から公民館の閉館までの間で、ご都合のよい時間
- 保険：ボランティア保険に加入させていただきます（自己負担なし）
- 申込方法：上記までご連絡ください。

富士見中学校 合唱祭

11月30日（火）に富士見中学校の合唱祭が開催されました。コロナ対策のため、保護者は学年ごとの入れ替え制で参観しました。

各クラスの発表と、昨年はできなかった全校での校歌合唱と学年合唱も今年を行うことができ、どれも素晴らしい発表でした。

想いを込めて仲間と歌い、美しいハーモニーを体育館いっぱいに響かせました。

駅前商店街店舗オンライン見学

町商工会青年部の方にご協力いただき、富士見小学校5年2部の児童が富士見駅前商店街店舗のオンライン見学会を行いました。

リレー形式で駅前商店街の3店舗をオンラインでつなぎ、児童たちは教室からお店の中を見学したり、お仕事の話を聞いたりしました。質【お問合せ先】タイムもあり、児童からはたくさんの質問が出されました。とても有意義な時間になりました。

教育委員会だより

養育里親になりませんか

【お問合せ先】 富士見町教育委員会 子ども課 総務学校教育係

【電話番号】 62-9235

さまざまな理由で、一時的にまたは一定期間家族と離れなければならない子ども達がいま
す。里親家庭が増えることで、そうした子ども達も引き続き地域の“家庭”で健やかに育つ機
会を作ることができます。たとえ短い期間でも、里親と囲む温かい食卓や何気ない会話など
“当たり前”で“あたたかい体験”が子どもの安心につながります。

親になって、一緒に活動していただける方をお待ちしています。

●子どもを迎えるまでの4つのステップ

Step 1 相談

諏訪児童相談所にご相談ください

手続きや条件などを説明します

Step2 研修・調査

諏訪児童相談所にご相談ください

数日間の研修と家庭環境の調査があります

Step3 登録

長野県の審査を経て、里親として登録されます

Step4 交流

面会や外出、宿泊等で子どもと過ごします

子どもを家庭に迎え入れる

養育に必要な生活費、教育費などが支給されます

児童相談所などがチームで養育を支援します

※預かる子どもの年齢、期間はさまざまです。

里親さんと相談しながら児童相談所が決定します。

●あなたにできること、きっとある

里親として、子どもを受け止めながら家庭で育ててくださる方を募集しています。里親について知りたい方、里親になりたい方はご相談ください。

里親になって、一緒に活動していただける方をお待ちしています。

里親さんに聞きました

お子さんを預かって嬉しかった体験は？

お母さんの入院で一時的に養育が困難になったご家庭の小学生を預かりました。

私たちの送り迎えで、通いなれた学校に通い、友達と会えたことはお子さんにとって良かったと思います。入院中のお母さんとの面会もできたので、お母さんも安心されたと思います。お母さんが退院した時は、お母さんと子どもと一緒に、私たち里親も喜ぶことができました。

お気軽にご相談ください

長野県諏訪児童相談所 【電話番号】 52-0056

郵便番号 392-0131 諏訪市湖南 3248-3

児童家庭支援センターつつじ 【電話番号】 75-1108

郵便番号 391-0001 茅野市ちの 3502-1 ベルビア 3階

里親として、子どもを受け止めながら家庭で育ててくださる方を

富士見町民憲章

【お問合せ先】 富士見町教育委員会 子ども課 総務学校教育係

【電話番号】 62-9235

さまざまな理由で、一時的にまたは一定期間家族と離れなければならない子ども達がいま
す。里親家庭が増えることで、そうした子ども達も引き続き地域の“家庭”で健やかに育つ機
会を作ることができます。

たとえ短い期間でも、里親と囲む温かい食卓や何気ない会話など“当たり前”で“あたたかい体験”が子どもの安心につながります。

里親になって、一緒に活動していただける方をお待ちしています。

●子どもを迎えるまでの4つのステップ

Step 1

相談

諏訪児童相談所に

ご相談ください

手続きや条件などを説明します

Step 2

研修・調査

数日間の研修と家庭環境の調査があります

Step 3

登録

長野県の審査を経て、里親として登録されます

Step 4

交流

面会や外出、宿泊等で子どもと過ごします

子どもを家庭に迎え入れる

養育に必要な生活費、教育費などが支給されます

児童相談所などがチームで養育を支援します

※預かる子どもの年齢、期間はさまざまです。

里親さんと相談しながら児童相談所が決定します。

里親として、子どもを受け止めながら家庭で育ててくださる方を募集しています。里親について知りたい方、里親になりたい方はご相談ください。

里親になって、一緒に活動していただける方をお待ちしています。

里親の種類や登録までの流れを知りたい

里親になりたい、詳しく聞きたい

里親さんに聞きましたお子さんを預かって嬉しかった体験は？

お母さんの入院で一時的に養育が困難になったご家庭の小学生を預かりました。

私たちの送り迎えで、通いなれた学校に通い、友達と会えたことはお子さんにとって良かったと思います。入院中のお母さんとの面会もできたので、お母さんも安心されたと思います。

お母さんが退院した時は、お母さんと子どもと一緒に、私たち里親も喜ぶことができました。

お気軽にご相談ください

長野県諏訪児童相談所 【電話番号】 52-0056

〒392-0131 諏訪市湖南 3248-3

児童家庭支援センターつつじ【電話番号】 75-1108

〒391-0001 茅野市ちの 3502-1 ベルビア 3 階

富士見町民憲章

わたくしたちは、秀麗富士を望み、雄大な八ヶ岳と眺望豊かな入笠山にいだかれた高わたくしたちは、秀麗富士を望み、雄大な八ヶ岳と眺望豊かな入笠山にいだかれた高原の町、富士見町民です。この限りなく美しく、厳しい自然の中に住むわたくしたちは、原の町、富士見町民です。この限りなく美しく、厳しい自然の中に住むわたくしたちは、先人の心を受けつぎ、自然を愛し、豊かな調和のとれた田園の町の発展をめざして、こ先人の心を受けつぎ、自然を愛し、豊かな調和のとれた田園の町の発展をめざして、この町民憲章をかかげます。の町民憲章をかかげます。

一 かけがえのない自然を守り、育てていく町民となろう。かけがえのない自然を守り、育てていく町民となろう。

一 心身を鍛え、明るく健康な町民となろう。心身を鍛え、明るく健康な町民となろう。

一 教養を高め、香り高い文化を創造する町民となろう。教養を高め、香り高い文化を創造する町民となろう。

一 仕事に誇りを持ち、産業の発展につくす町民となろう。仕事に誇りを持ち、産業の発展につくす町民となろう。

一 思いやりの輪をひろげ、住みよい郷土を思いやりの輪をひろげ、住みよい郷土をつくる町民となろう。つくる町民となろう。

くらしの情報

お知らせ

富士見の日フォトコンテストご応募お待ちしております

【お問合せ先】 富士見町観光協会

【電話番号】 62 - 5757

富士見町の美しい自然風景や伝統文化、日常風景など、さまざまな瞬間を撮影した作品を募集します。入賞作品は観光ポスターや観光PRに使用させていただきます。詳しくはチラシをご覧ください。

【テーマ】

私にとっておきの富士見町

【応募期間】

1月16日（日曜日）まで

消防出初式のため役場前駐車場で駐車規制を行います

【お問合せ先】 富士見消防署

【電話番号】 61-0119

1月9日（日曜日）に消防出初式が役場前駐車場で実施されるため、7日（金曜日）の役場閉庁以降は、役場前駐車場で駐車規制を行います。ご迷惑をおかけしますが、皆さまのご理解・ご協力をお願いします。

【消防出初式】

1月9日（日曜日）午前9時30分～

「医療事務基礎科」訓練生募集

【お問合せ先】 長野県岡谷技術専門校

【電話番号】 22 - 2165

●応募資格

ハローワークに求職申込をしており全訓練期間を受講できる方

●訓練期間 2月24日（木曜日）～3月23日（水曜日）

●募集期間 1月28日（金曜日）まで

●定員 10名

●選考試験 2月3日（木曜日）

●試験会場 岡谷技術専門校

●受講料は無料ですが、テキスト代、保険料等は自己負担いただきます。

●訓練説明会を実施します。興味のある方はご参加ください。（予約不要）

放送大学4月入学生を募集します

【お問合せ先】 放送大学長野学習センター

【電話番号】 58 - 2332

放送大学はテレビ・インターネットで授業を行う通信制の大学です。働きながら大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で幅広い世代の方が学んでいます。詳しい資料を送付しますので、お気軽にお問い合わせください。

●出願期間 2月28日（月曜日）まで

イベント

【お問合せ先】 図書館 新春企画富士見町図書館

【電話番号】 62-7930

獅子舞の披露やお囃子、太鼓の演奏で新春をお祝いします。

●日時 1月5日（水曜日）午前10時～

- 会 場 コミュニティ・プラザ1階 ロビー
- 協 力 富士見太鼓保存会
- 会場が寒くなることが予想されます。暖かい服装でお越しください。

図書館上映会

【お問合せ先】 富士見町図書館

【電話番号】 62-7930

午前・午後に分け、2つの映画を上映します。ぜひお越しください。

- 日時 1月23日（日曜日）
（午前の部）午前10時30分～「チップとデール」
（午後の部）午後1時30分～「おしりたんてい」
- 会場 コミュニティ・プラザ2階 AVホール
- 定員 各親子12組まで（午前・午後入替制）
- 1月5日（水曜日）より電話による申込受付を開始します。

みんなで富士見を元気にしよう！

事業者・町民応援「振興券」「食事券」

【お問合せ先】 産業課 商工観光係

【電話番号】 62-9342

使用期限が近づいています。ご利用はお早めに！

「事業者」と「町民」を支援し、町内経済の早期復を図るため、全町民に3,000円の応援振興券と3,000円の応援食事券（計6,000円分）を配布しています。

使用期限 1月31日

防火 1月26日は「文化財防火デー」です

【お問合せ先】 富士見消防署

【電話番号】 61-0119

昭和24年1月26日、法隆寺の金堂壁画が焼損しました。法隆寺と言えば、現在する世界最古の木造建築物です。この火災は、国内外に大きな衝撃を与えました。この事件を機に、昭和30年より1月26日が「文化財防火デー」と定められています。

富士見町には、国指定の史跡である井戸尻遺跡や重要文化材の諏訪社が存在し、70以上の文化財が富士見町の指定文化財に登録されています。

先祖が残した国民的財産を火災で失うことなく、次の世代へ受け継ぐことができるよう、火の取り扱いを徹底しましょう。

《文化財防火デーに伴う消防訓練》

【日時】1月23日（日曜日） 午後1時～2時

【訓練場所】 田端区 天神社

【訓練内容】 通報・初期消火・放水訓練

募集 「地域発元気づくり支援金」を活用する令和4年度事業を募集します

申込 【お問合せ先】 諏訪地域振興局 企画振興課

【電話番号】 57-2901

★地域発元気づくり支援金とは…

公共的団体等が住民とともに、主体的に取り組む地域の元気を生み出す、モデル的で発展性のある事業に活用できる補助金です。特に県全域または地域重点テーマに該当する事業は、補助率がかさ上げされます。

令和4年度「地域発 元気づくり支援金」募集概要

【対象】

- 1.市町村、広域連合、一部事務組合
- 2.公共的団体等（県内に事業所を有し、公共的活動や地域づくり活動を行う NPO、協議会等）

【募集期間】1月4日（火曜日）から2月1日（火曜日）

【県全域重点テーマ事業】

★2050 ゼロカーボンに向けた取り組みの推進

★地域防災力の向上

空き家 空き家情報 大募集中です！

【お問合せ先】 富士見ウツリスムステーション

【電話番号】 090-1119-9332

町では、増加している移住相談に対応するため、空き家となった町内の物件を募集し、移住や定住を希望される方へ情報提供していますが、今は紹介できる空き家が足りない状況です。町では、お貸しいただける、またはお譲りいただける空き家を探しています。

こんな空き家のお悩みありませんか？

- ・何から手を付けていいか分からない
- ・貸せないくらい建物の傷みがひどい
- ・しばらく管理もしていない建物だ
- ・手続きって面倒じゃないの？

・売る予定はないけど賃貸なら… など

まずはご相談ください！

活用できる制度や補助金を、担当の職員が分かりやすく説明します。

富士見駅舎内移住・定住相談室 富士見ウツリスムステーション 【電話番号】090-1119-9332

申込 【お問合せ先】 住民福祉課 保健予防係
【電話番号】62-9134

健康 みんなで健康223プロジェクト健康イベントのお知らせ

日程 1月14日(金曜日)

会場 町民センター 大会議室

内容 健康に関する講演会

日程 1月28日(金曜日)

会場 コミュニティ・プラザ大会議室

内容 ラクティブ

日程 2月4日(金曜日)

会場 コミュニティ・プラザ大会議室

内容 ラクティブ

日程 2月18日(金曜日)

会場 町民センター 大会議室

内容 健康に関する講習会

【参加費】 無料

【時間】 午前の部：午前10時30分～11時30分 午後の部：午後2時～3時

健康ポイントを商品券に交換しよう！

健康ポイントカードや、アプリ『KENPOS』内で貯まったポイントは、富士見町オリジナル商品券（500円分）と交換できます。詳しくは保健センターまでおたずねください。

ふじみまち通信

町内の活動や情報、イベントなどをご紹介します。

富士見町無料職業紹介所だより

【お問合せ先】 産業課 商工観光係

【電話番号】 62-9342

新規募集企業一覧（11月1日～11月30日受付分）

登録 No. 71

業務の内容 調理補助、お弁当の配送、洗い物、料理提供、接客等

賃金 時給 1,100 円～

勤務時間 ①午前 6 時～正午 ②午前 8 時～正午

事業所名 ロトンド・インターナショナル合同会社（道の駅こぶちさわ 内）

登録 No. 33

業務の内容 電線を鉄芯に挿入する等の作業

賃金 時給 880 円

勤務時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時またはその間の数時間

事業所名 株式会社フジミ電工

※「紹介状」を発行しますので、まずは紹介所へご連絡ください。

上記以外にも多くの求人募集が出ています。詳細等は、特設ホームページまたは産業課 商工観光係（2階 12 番窓口）でのご連絡ください。

※すでに求人が終了している場合があります。ご了承ください。

ご存知ですか？ 長野県の最低賃金

時間額 877 円

長野県の最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適応されます。ご自身の賃金について、ぜひご確認ください。

考古館長とたずねる 縄文の足あと

【お問合せ先】 井戸尻考古館

【電話番号】 64-2044

蛙と月

井戸尻文化の土器の中に、蛙の造形を見ることができます。キョロリとした二つ目と、三本指の手足、ときおり丸い胴体で表される姿は、ちょっとユーモラスで愛らしいですね。でも、なぜ蛙を土器に表したのでしょうか。

世界各地に蛙の神話や伝説がありますが、蛙は水、そして月と関りが深い生き物だとされてきました。西の夕空に光り始めた月は、成長して白く美しく輝く満月になりますが、一晩ごとによせ衰え、やがて消えて（死んで）しまいます。しかし、消えた月は三日の闇の夜の後

に西の夕空に甦るのです。

月は命の循環を眼前で見せてくれる天体。蛙は月と重ね合わされることで、月のように甦る命を表しているのではないかと考えられるのです。

「食育推進チーム」だより

【お問合せ先】 住民福祉課 保健予防係

【電話番号】 62-9134

“毎日食べよう！ 350gの野菜”

〈材料〉（6人分）

- ・ サツマイモ…中1本
- ・ 米…3合
- ・ 塩…小さじ1
- ・ 黒ごま…適量

〈作り方〉

1. きれいに洗ったサツマイモを半分に切り、水にさらしてアクを抜く。
 2. 米を研ぎ、水を3合の目盛まで入れ、塩と半分に切ったサツマイモの断面を下にして入れて普通炊きで炊く。
 3. 器に盛りつけ、黒ごまを散らす。
- サツマイモは、豊富な食物繊維で排泄や便秘の予防・改善に効果があり、ビタミンCが加熱しても壊れにくい形で含まれる食材です。

炊きあがってから、大きなサツマイモをざっくりと食べやすいサイズに崩すのは、小さいお子さんも楽しめます。

とても簡単で、サツマイモの甘さが引き立ち、彩りもよく仕上がります。

さつまいもゴロっとごはん

（レシピ：JA 信州諏訪 協同活動推進課）

こんにちは 地域包括センターです

【お問合せ先】 包括支援センター

【電話番号】 62-8200

高齢期は特に「転倒」にご注意を！

路面の凍結や、居室にこたつを置くなどによる「転倒」の危険が高くなる季節となりました。転倒は、骨折や頭部外傷など大きな事故につながることもあるので、予防が大切です。

★転倒が起こりやすい場所

- ① 段差がある場所
- ② 片付いていない場所
- ③ 暗い場所
- ④ 濡れている場所

★転倒しないために

- ① 環境を整える

床や階段には物を置かず、明るい照明に変えたり、必要な場所には手すりをつけることも検討しましょう。

- ② 転倒予防の運動をする

筋力の維持、身体のバランスを保つためには、無理のない運動の継続が大切です。椅子に座った姿勢での「もも上げ」や「かかと立ち」「つまさき立ち」など軽い運動から始めましょう。

おたっしゃ広場の運動教室をぜひご利用ください

「富士見町まちづくり支援事業補助金」を活用する令和4年度事業を募集します

申込 【お問合せ先】 総務課 企画統計係

【電話番号】 62-9332

町民の活動団体が町の活力や魅力を生み出し、その活動を町内外に発信するという趣旨に沿った事業を応援するため、活動のスタートアップを支援する制度を実施しています。

今回は、令和4年度に補助金の助成を希望する事業を募集します。

令和4年度「富士見町まちづくり支援事業補助金」募集概要

【補助対象団体】 町内に在住する3人以上で構成される団体

【補助対象事業】 町内において、地域の活性化およびまちづくりに資するため、自主的・主体的に取り組む事業で、支援事業の趣旨に沿った事業

【補助金】 事業実施に必要な経費に対し、1団体30万円を上限に補助

【募集期間】 1月5日（水曜日）～2月4日（金曜日）

【選考方法】 提出された事業の選考を行い、予算の範囲内で評価点数の高い順に採択事業を決定

【注意事項】

- ・補助対象団体は、活動の拠点を町内に置き、町内で活動することが要件となります。
- ・補助金交付決定は、3月議会定例会での予算議決後となります。
- ・申請は、単年度毎に1団体1回限りです。また、同一事業に対する補助金の交付につ

いては、1年度1回を上限とし、最大2年を限度として申請することができます。
(※ただし、必ずしも2年目の補助を約束するものではありません)

感染症対策環境整備支援事業・業種追加分（製造業、建設業など）

感染予防対策費用の一部を補助します

申込 【お問合せ先】 産業課 商工観光係

【電話番号】 62-9342

町では、感染症対策環境整備支援事業によって飲食業・小売業等の事業者の感染症対策費用の一部を支援してきましたが、新たにこれまで補助対象とならなかった製造業等の業種についても、感染対策費用の一部を支援することとしました。対象となる方は、申請事項をご確認のうえぜひご活用ください。

●対象事業者

以下のすべてに該当する事業者（個人・法人等）

1. 町内に所有または貸借する事務所・工場等において、管理者として適切な感染予防対策を講じている事業者
2. 飲食店、宿泊業、小売業、生活関連サービス業以外の業種を営む事業者
(例：製造業、建設業、運輸業、金融業、不動産業、医療福祉業、学習支援業など)
3. 町が賦課する町税および料金の滞納がない事業者

※ただし、すでに町の感染症対策環境整備支援事業の支援を受けた事業者は除きます

●支援金額

1つの事務所・工場等につき、従業員数に応じて感染症対策費を交付します。

- ・小規模企業（従業員20人以下） 5万円
- ・中小企業（従業員21人～300人以下） 10万円
- ・その他大企業（従業員301人以上） 15万円

●申請様式

以下の窓口から入手してください

- ・産業課 商工観光係（役場2階12番窓口）
- ・富士見町商工会
- ・町ホームページ

●申請期限

令和4年2月28日（月）まで

申請先：産業課 商工観光係

まちの「話題」や「イベント」をご紹介します News Fujimi

■ 11月22日（月曜日） 町建設事業協同組合 ボランティア作業（河川の浚渫）

この活動は地域への感謝を込めて毎年行われているもので、梅沢団地内のこの作業は一昨年に続き2度目です。長く生えた葦や川底にたまっていた土砂を、組合に加入する9社によって除去していただきました。冷たい雨の降る中、建設業ならではの機材や技術で、町内の安全のための活動を実施いただきました。

■ 12月5日（日）～ ゆめひろば富士見でイルミネーション点灯

3年目となる町商工会青年部主催のイルミネーションが、ゆめひろば富士見で点灯されました。今回は、昨年よりも飾りつけ範囲が広げられ、イルミネーションの光が訪れた人たちの笑顔を優しく照らしていました。

■ 12月2日～8日 町内保育園で生活発表会 西山保育園で生活発表会

町内5つの保育園で生活発表会が行われました。

新型コロナウイルス感染症対策として、発表方法を工夫したり、分散開催となった保育園もありましたが、子ども達は参観に来た保護者の前で、劇や歌など日ごろの練習の成果を発表しました。

- ・富士見保育園
- ・落合保育園
- ・境保育園
- ・西山保育園
- ・本郷保育園

令和3年 富士見町重大ニュース

番号（日付順）1

項目 新型コロナワクチン接種開始（3月）

概要 町民の皆様のご協力により円滑に接種が進み、令和3年11月末現在、富士見町の接種率は87%を超えています。

番号（日付順）2

項目 防災ステーション竣工（3月8日）

概要 富士見町水防倉庫をはじめ、役場庁舎内に分散し、保管していた防災用備蓄品を一括集中した防災ステーションが完成しました。

災害時には、資機材等による富士見町の防災拠点となります。

番号（日付順）3

項目 矢島俊樹教育長 就任（4月1日）

概要 脇坂前教育長の築き上げた教育の理念を継承しつつ「日々明日を楽しみにする子どもを育てたい」と願い、「教育は感動・感謝・感化・共感」を理念にスタートしました。

番号（日付順）4

項目 富士見町成年後見支援センター開設（4月1日）

概要 地域の課題を身近で支援し解決すること、また初期相談から切れ目のない相談体制の構築を図ることを目指し、成年後見制度に関する相談窓口として、「富士見町成年後見支援センター」を開設しました。

番号（日付順）5

項目 富士見ウツリスムステーション開設（6月1日）

概要 魅力ある駅とまちづくりの推進を目的に、JR 東日本長野支社と「地方創生に関わる相互連携協定」を締結し、富士見駅舎内に移住・定住相談室「富士見ウツリスムステーション」を開設しました。

番号（日付順）6

項目 8年ぶりの町長選挙名取重治町長 再選（8月8日）

概要 8年ぶりの町長選挙が行われ、名取重治町長が再選しました。1期目の事業を継続し、新たに井戸尻縄文文化のブランド化、集落支援、Uターン支援などに取り組む、2期目をスタートさせました。

番号（日付順）7

項目 東京2020パラリンピック聖火フェスティバルを開催（8月12日）

概要 井戸尻史跡公園でパラリンピック聖火の採火式が行われました。縄文時代に行われていた”揉みぎり”で起こした火は、香炉形土器に灯され、聖火として採火された後、諏訪市、岡谷市、下諏訪町に分火、展示されました。

番号（日付順）8

項目 諏訪南リサイクルセンター稼働南諏衛生センター粗大ごみ施設の業務を終了（10月1日）

概要 茅野市、富士見町、原村の3市町村から出るごみの減量化とリサイクル推進を目的に、諏訪南リサイクルセンターが稼働し、南諏衛生センター粗大ごみ処理施設は、約30年間の役目を終え、業務を終了しました。

番号（日付順）9

項目 境保育園が信州型自然保育（信州やまほいく）認定（10月1日）

概要 町立保育園では、富士見町の豊かな自然環境や地域資源を積極的に取り入れた保育を実施し、子どもが心身共に健やかに成長できる環境を作っていますが、他園に先駆けて境保育園が認定されました。

番号（日付順）10

項目 里山整備事業がスタート（11月）

概要 住環境の向上と有害鳥獣対策として、集落周辺の森林の整備を始めました。地球温暖化や災害を防ぐため創設された「森林環境譲与税」を財源として活用し、森林整備を進めていきます。

- ②新たな防災拠点が完成しました
- ④お気軽にご相談ください
- ⑤富士見町の新しい「玄関口」です
- ⑦共生社会を照らす「光」に
- ⑧新しい分別へのご協力をお願いします
- ⑨豊かな自然が子どもを育てます

姉妹町 西伊豆だより

しずおか市町村対抗駅伝で「ふるさと賞」を受賞

12月4日、静岡市で第22回県市町村対抗駅伝競走大会が行われました。

全12区間合計で42.195kmという長い道のりを、西伊豆町チームは2時間31分21秒で走り抜けました。

町の部での入賞はあと一歩及びみせんでしたが、人口15,000人未満の市町で1位のチームに贈られる「ふるさと賞」を見事初受賞しました。

渥美監督は「今年のチームはみんな頑張り屋だった。ふるさと賞の受賞はすべて選手達のおかげなので、沢山褒めてあげてください。」と話しました。